

④ 諸外国における取組の進展

欧米諸国での取組

欧米諸国では、会社法等による経済面・環境面・社会面に関する取組の報告書への記載などが制度化されている。

項目	デンマーク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	フランス	イギリス	EU	アメリカ	オーストラリア
1. 法律等	・環境計算書法 (1995) ・環境報告書	・環境管理法 (1997) ・環境報告書	・会計法 (1999) ・財務の年次報告書へ追加開示	・会計法 (1999) ・財務の年次報告書へ追加開示	・新経済規制法 (2001) ・財務の年次報告書へ追加開示	・会社法改正案 (2002) ・財務の年次報告書へ追加開示	・EU 規則* (2001) ** ・環境報告書 (環境声明書)	・企業改革法 (2002) ・年次報告書	・企業法 (1998) ・毎年発行する取締役報告書
2. 報告媒体	・義務	・義務	・義務	・義務	・義務	・任意	・任意	・義務	・義務
3. 記載項目	・環境報告書の内容は原則として自由	・事業所の概要、環境影響、事業所が環境保全のために実施した対策及び導入設備、関連する環境パフオオーマンステータ等	・環境に著しい影響を与えうる活動、製品に関する情報、種別エネルギー消費量、製品内の有害物質の種類と量、等	・環境パフオオーマンスの状況、環境保全対策の内容、法規制遵守や許可証に関する情報等	・天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、環境マネジメントシステムの組織体制、環境影響削減の方針と投資等	・任意	・環境側面、及び環境側面に関する影響 ・環境パフオオーマンス ・環境認証人の氏名、認証日等	・事業内容等	・環境規制の遵守状況等
4. 対象	・環境保護法で許可を要する事業所	・環境負荷の大きさによる特定の事業所	・会社法の対象となるすべての会社	・環境法により報告義務づけられているすべての会社	・全上場企業	・会社法改正案による特定のパンパリック・カンパニーおよびパンパニー・カンパニー	・任意参加であり制限はない	・株式を公開する全ての事業者	・上場企業
・対象となる実際の規模	・約 3,000 事業所	・約 250 事業所	・317,193 事業所	・約 10,000 事業所	・約 900 事業者	・業種による制限はない		・約 1万5千社	・1576 企業
・対象となる業種	・金属工業、セメント工業、化学工業、食品業、電力、廃棄物処理業等	・金属工業、化学工業、製紙業、廃棄物処理業等		・1998:899 の付録に列挙された内容が業務に含まれる業種					

\* EU 環境管理監査制度 (EMAS) への事業者の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会の規則 (2001 年)

\*\* 各国での法的位置づけ

- ・イギリス：2002 年の報告を受け、英国政府は事業者に向けて ISO 14001 並びに EMAS 参加を呼びかけている。
- ・フィンランド：参加 EMAS への参加を呼びかけているが、具体的な政策はない。
- ・ドイツ：EMAS に登録した SME への投資の転換：環境に関する外部監査の緩和などの政策を施行している。

欧州諸国での取組

デンマーク

項目	内容
1. 法律等	・環境計算書法 (1995) (2001年及び2002年に一部改正が行われている)
2. 報告媒体	・環境報告書
・義務/任意	・行政機関に提出後、公表することを義務付け
3. 記載項目	・事業者は法律の定める記載事項の開示さえ行えば、環境報告書の内容等については原則として自由
4. 対象	・環境保護法で許可を受けなければならない事業所 ・約3,000事業所 ・金属工業、セメント業、化学工業、製紙業、食品業、電力、廃棄物処理業等 ・なし
5. 審査制度	・環境報告書に対する監査は任意である。従って、環境報告書に対する内部監査もしくは外部監査が行なわれた場合、それについて Green account に記述するかどうかも任意である。記述する場合、監査人名、役職、会社名を明らかにし、監査リポートのフルコピーを添付しなくてはならない。 ・なお、上記の監査とは別に、2002年の改定により、地方当局が各社の Green Account をチェックし、その旨を Green Account に記入することが義務付けとなった。これは監査ではなく、行政がもっている情報と、該当事業者の Green Account の内容に矛盾がないかを検査するというものである。
・義務/任意	・任意

オランダ

項目	内容
1. 法律等	・環境管理法 (1997)
2. 報告媒体	・環境報告書
・義務/任意	・一般公表用及び行政機関提出用の2種類の環境報告書を作成し、行政機関への提出及び公表することを義務付け (義務付けは2001年7月1日より)
3. 記載項目	・事業所の概要、事業所に起因する環境影響 (関連する定量的データの概要を含む)、事業所が環境保全のために実施した技術的、組織的、経営上の対策及び導入設備、左記に関連する環境パフォーマンスデータ (実績値と目標値の両方を記載)
4. 対象	・環境負荷の大きさによる特定の事業所 (具体的には、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、廃棄物、排水量等) について、原則としてオランダ全体の総排出量の0.1%以上を排出する事業者 (約250事業所)
・対象となる実際の規模	・金属工業、化学工業、製紙業、廃棄物処理業等
・対象となる業種	・環境報告書の発行を義務づけられた組織の中には、規模の大きな下水処理場、電力会社、空港などが含まれている。これらは、民営化されているが、国が株を保有していたり、整備に税金が投入されるなど、公的側面が強い
・公的セクターに対する規定の有無等	・第三者による監査制度は未だ試行されておらず、施行日は未定である。従って現段階では、審査制度は任意である。
5. 審査制度	・任意
・義務/任意	・任意



フランス

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新経済規制法 (2001) (会社法改正の一環として成立)</li> </ul>
2. 報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務の年次報告書へ追加開示</li> <li>・義務</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反に対する罰則規定はない (サステナビリティ報告書、環境報告書を作成するかどうかは企業の判断に委ねられている)</li> <li>・著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質・土壌汚染状況、廃棄物発生状況、環境マネジメントシステムの組織体制や緊急事態を含めた従業員教育状況、環境影響削減の方針と投資等</li> </ul>
4. 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全上場企業</li> <li>・約 900 事業者</li> <li>・対象となる実際の規模</li> <li>・対象となる業種</li> </ul>
5. 審査制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的セクターに対する規定の有無等</li> <li>・財務上の監査制度を適用</li> <li>・会計監査役は年次報告書に記載の年次決算および全ての情報を監査しなければならない。環境情報も監査対象となる。</li> </ul>
・義務/任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務</li> </ul>

イギリス

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法改正案 (2002)</li> </ul>
2. 報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務の年次報告書へ追加開示</li> <li>・任意 (環境問題に関する会社の方針等を記載することが必要かどうかについては、レビューの目的に沿って取締役が判断を行う)</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法改正案による特定の会社 営業及び財務に関するレビューの提出が法令により義務付けられるのは、 1. 下記の基準のうち少なくとも二項目を満たすパブリック・カンパニー (1)売上高が£50M を超える (2)貸借対照表残高が£25M を超える (3)従業員が 500 人を超える 2. 下記の基準のうち少なくとも二項目を満たすプライベート・カンパニー (1)売上高が£500M を超える (2)貸借対照表残高が£250M を超える (3)従業員数が 5000 人を超える</li> </ul>
4. 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる実際の規模</li> <li>・対象となる業種</li> </ul>
5. 審査制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的セクターに対する規定の有無等</li> <li>・営業及び財務に関するレビューは監査の対象であり、環境問題に関する会社の方針等を監査対象外とするような規定はない</li> <li>・対象となる組織において、監査は毎年実施される</li> <li>・義務 (営業及び財務に関するレビューは義務。環境問題に関する会社の方針等を記載することが必要かどうかについては、レビューの目的に沿って取締役が判断を行う)</li> </ul>
・義務/任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務</li> </ul>

欧州連合での取組

EU

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 環境管理監査制度 (EMAS) への事業者の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会の規則 (2001 年)               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各国での法的位置づけ</li> <li>ー イギリス：2002 年の勧告を受け、英国政府は事業者に向けて ISO 14001 並びに EMAS 参加を呼びかけている。</li> <li>ー フィンランド：参加 EMAS への参加を呼びかけているが、具体的な政策はない。</li> <li>ー ドイツ：EMAS に登録した SME への投資の転換：環境に関する外部監査の緩和などの政策を施行している。</li> </ul> </li> </ul>
2. 報告媒体 ・ 義務／任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告書 (環境声明書)</li> <li>・ 任意</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動、製品、サービス</li> <li>・ 環境政策、環境管理システム</li> <li>・ 深刻な環境打撃を招く直接的、間接的な環境側面、及び環境側面に関する影響</li> <li>・ 重大な環境側面や環境への影響に関連する環境目的、環境目標・深刻な環境影響を考慮した環境目標に関する組織活動に関するデータ</li> <li>・ 環境パフォーマンスに関する他の事項</li> <li>・ 環境認証人の氏名、認証番号、認証日</li> <li>・ 任意参加であり制限はない</li> </ul>
4. 対象 ・ 対象となる実際の規模 ・ 対象となる業種	
5. 審査制度	
・ 義務／任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者による監査制度</li> <li>・ 環境保証人により、環境声明の信頼性、正確性が調査される。</li> <li>・ 義務 (制度への参加自体は任意)</li> </ul>

### 欧州諸国以外での取組

#### アメリカ

項目	内容
1. 法律等	企業改革法(2002)
2. 報告媒体 ・義務/任意	・年次報告書 ・SEC(米国証券取引委員会)に対して、株式を公開する全ての事業者を対象に、年次報告書において事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述することを定める規則の制定を義務付け ・これを受けて、SECでは、財務報告書に記載する環境情報についての要求事項を定めている
3. 記載項目	・企業改革法は事業内容の公開を義務付けている(101条)。また年次報告書提出に関する代表取締役の責任について言及している(302条)。しかし、環境計算については特別に言及していない。財務会計基準審議会の Statement of Financial Accounting Standards No.5 当該偶発事象の会計処理法について言及しており、アメリカ公認会計士の Statement of Position 96-1 は環境負債の公開に関してのガイダンスを提供している。
4. 対象 ・対象となる実際の規模 ・対象となる業種 ・公的セクターに対する規定の有無等	・株式を公開する全ての事業者 ・約1万5千社 ・なし
5. 審査制度 ・義務/任意	・第三者による財務上の監査制度を適用 ・義務

#### オーストラリア

項目	内容
1. 法律等	企業法(1998)
2. 報告媒体 ・義務/任意	・毎年発行する取締役報告書 ・義務
3. 記載項目	・環境規制の遵守状況。環境規制に反する活動を行なった場合、その内容を年次報告書に記載しなければならない。
4. 対象 ・対象となる実際の規模 ・対象となる業種 ・公的セクターに対する規定の有無等	・上場企業 ・1576企業 ・公的セクターに対する規定はない。公的セクターは Public Sector Management Act1995,Public Finance and Audit Act 1987 を遵守しなければならない。
5. 審査制度 ・義務/任意	・財務上の監査制度を適用。会計監査役は年間報告書に記載の年次決算および全ての情報を監査しなければならない。 ・義務

環境報告書に関する国際的な取組の進展

一般に、環境報告を行う理由としてあげられるのが、アカウンタビリティ（説明責任）とコミュニケーションである。企業が自立的に行う環境報告であっても、情報が受け手にとって有意義でなければ、アカウンタビリティも果たせず、またコミュニケーションも成立しない。そのため、さまざまな団体から環境報告書の記載内容等に関するガイドラインが発行されている。

また、GRIガイドラインの発表、ダウジョーンズ（DJSI）、フィッティーフオーグッド（TFSE4 Good）の出現などにより、環境報告から持続可能性報告書への移行も見られ始めている。

各種環境報告ガイドライン  
(民間レベル)

- CCC:カナダ商業会議所
- CERES：環境に責任を持つ経済のための連合
- PERI：公共環境報告イニシアティブ
- IISD：持続可能な発展のための国際研究所
- WICE：世界産業環境委員会  
(現 世界経済人会議：WBCSD)
- UN-ISAR：国連一会計・報告の国際基準に関する専門家  
による政府間作業グループ
- UNEP：国連環境計画
- EMAS：環境管理・監査要綱規則

環境報告書ガイドラインの記載項目の整理

内容	CCC	CFRFS	PERI	IISD	WICE	UN-ISAR	UNEP	EMAS	GRI
上級経営者(最高経営責任者など)による序文					○				○
業務内容と環境リスクの記述			○	○	○	○		○	○
環境マネジメントシステムの記述			○	○	○	○	○	○	○
全社的な方針・目的・目標の声明	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境リスクに注意を喚起する率先的活動と結果分析	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・資源(天然資源および人工資源)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・生息圏の改変									○
・汚染(排出、放出)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・廃棄物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・リスク(有害・危険生産物、報告可能な事故)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・操業施設(土地、地下水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・製品インパクト(包装、リサイクル可能性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務データ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法的遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監査と報告書		○	○	○	○	○	○	○	○
安全と健康									○
ステークホルダーとの関係			○		○				○

環境パフォーマンス報告(カナダ勸許会計士協会)に加筆(2000)

持続可能性報告について

<p>GRI (グローバル・リポーティング・イニシアティブ)</p> <p>1997年に米国の非営利組織 CERES (Coalition Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画(UNEP)が合同事業として、持続可能性の報告書の質、厳密さ、利便性の向上を目的に発足した組織である。その活動と、作成されたガイドラインの内容は以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1997年 GRI 設立</li> <li>• 1999年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン-公開草案」公表</li> <li>• 2000年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」発行</li> <li>• 2002年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」改訂</li> </ul> <p>GRIガイドラインの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ GRIガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みとして作成されている。</li> <li>➢ ガイドラインの使い方</li> <li>➢ 報告原則 (厳密な報告を促進するための原則と取組み)</li> <li>➢ 報告書の内容 (具体的な報告内容)             <ul style="list-style-type: none"> <li>• ビジョンと戦略</li> <li>• 報告組織の概要</li> <li>• 統治構造とマネジメントシステム</li> <li>• GRIガイドライン対照表</li> <li>• パフォーマンス指標                 <ul style="list-style-type: none"> <li>統合パフォーマンス指標</li> <li>経済パフォーマンス指標</li> <li>環境パフォーマンス指標</li> <li>社会パフォーマンス指標</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 用語集と付属文書</li> </ul>	<p>WBCSD (持続可能な発展のための 世界経済人会議 : World Business Council for Sustainable Development)</p> <p>1992年にリオの地球サミットを受けて、ビジネス面での対応を強化するために、先進的な企業たちによって結成された。</p> <p>メンバーは、世界30カ国、20業種にわたる160企業。</p> <p>WBCSD 「Striking the Balance」の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 持続可能性報告の標準化を目的とするのではなく、持続可能性報告書の現状について理解を深め、また持続可能性報告書の作成を検討中の企業が掲載内容についてアイデアをまとめたり、公開すべき情報を検討するための実践的なガイダンスとなるよう、基礎的なフレームワークを提示している。</li> <li>• ガイダンスとして、レポーティングプロセスに含まれる主な5段階のアプローチが示されている。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① レポートの目的を明確化する</li> <li>② レポートを計画する</li> <li>③ レポートを構成する</li> <li>④ レポートを配布する</li> <li>⑤ フィードバックを集めて分析する</li> </ol> </li> </ul>
--	--